

甲府市役所 本庁舎
パネル広告設置事業者
募 集 要 項

令和 8年 3月

目 次

1. 物件概要等	1
(1) 場所及び面積	1
(2) 施設概要	1
2. 応募資格要件	1
3. 貸付条件等	2
(1) 貸付期間	2
(2) 用 途	2
(3) 貸付の形態	2
(4) 機器仕様等	2
(5) 設置事業者の選定	2
4. 入札参加申込み	2
(1) 申込期間	2
(2) 申込場所	2
(3) 提出書類	3
5. 質問書の提出及び回答	3
(1) 受付期間	3
(2) 提出方法	3
(3) 質問への回答	3
6. 入札参加の辞退	3
7. 入札参加資格確認通知書の交付	4

8. 入札	4
(1) 入札及び開札の日時・会場	4
(2) 入札の受付	4
(3) 入札当日持参するもの	4
(4) 入札保証金	5
(5) 入札方法等	5
(6) 無効な入札	5
9. 落札者の決定	5
(1) 開札	5
(2) 落札者の決定	6
(3) 落札者の決定取り消し等	6
10. 入札結果等の発表	6
11. 契約の締結	7
(1) 提出書類	7
(2) 提出期間	7
(3) 提出場所	7
(4) 契約保証金	7
(5) その他	7
12. その他	8
13. 問い合わせ先	8

甲府市役所本庁舎パネル広告設置事業者 募集要項
(一般競争入札)

甲府市役所本庁舎1階、2階、3階及び来庁者用エレベーター内にパネル広告を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を一般競争入札により募集します。

なお、入札への参加を希望される方は、本募集要項のほか、仕様書等を熟読し、内容を承知した上で参加してください。

1. 物件概要等

(1) 貸付物件

次の物件を入札に付する。

施設名：甲府市役所本庁舎1階、2階、3階及び来庁者エレベーター内

所在地：甲府市丸の内一丁目18番1号

用 途：パネル広告設置

(2) 施設概要

① 開庁時間 午前8時30分から午後5時15分まで

② 開 庁 日 次の閉庁日を除く日

- ・土曜日・日曜日
- ・年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条で規定された休日

③ 駐 車 場 月平均駐車台数 28,122台（令和6年度実績）

*なお、庁舎施設は年末年始を除く毎日、午前8時から午後9時30分まで利用可能となっています。（1F：市民コミュニティホール、10F 展望ロビー）

2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。
- (2) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。
- (3) 甲府市広告掲載基準の規定に該当する規制業種又は事業者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役

員が暴力団員でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (6) 官公庁又は民間企業における、施設壁面等の広告掲出業務において、3年以上の実績を有する者であること。

3. 貸付条件等

(1) 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(2) 用途

パネル広告設置

(3) 貸付の形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、甲府市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部（壁面）を賃貸する方法により行います。

(4) 機器仕様等

パネル仕様等については別紙仕様書のとおりとします。

(5) 設置事業者の選定

設置事業者は、入札により選定します。

4. 入札参加申込み

入札への参加を希望される方は、次の提出書類を申込期間内に申込場所まで持参してください。

また、申込期間内に提出されない場合及び提出書類に不備がある場合は、受付できませんので、ご注意ください。

- (1) 申込期間 令和8年3月3日（火）から令和8年3月16日（月）まで

（この期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

- (2) 申込場所 甲府市総務部契約管財室管財課（甲府市役所本庁舎5階）

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

(3) 提出書類 (各1部)

	提出書類	法人	個人
①	一般競争入札参加申込書 (様式第1号)	○	○
②	委任状 (法人で、支店・営業所等に委任する場合)	○	—
③	誓約書 (様式第2号)、役員等名簿 (別紙1)、 業務実績表 (別紙2)	○	○
④	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	○	—
⑤	住民票	—	○
⑥	印鑑証明書	○	○
⑦	国税及び本店・支店等が所在する市町村の税の 納税証明書	○	○

※ ④・⑤・⑥・⑦については、発行3ヶ月以内のものとしします。

※ 提出書類は返却しません。

5. 質問書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和8年3月2日 (月) から令和8年3月9日 (月) まで

受付時間は午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出方法

質問書 (様式第5号) により電子メールにて提出してください。

提出先 電子メール : kkanzai@city.kofu.lg.jp

(3) 質問への回答

すべての質問と回答を取りまとめて、甲府市ホームページに「質問回答書」を掲載します。

6. 入札参加の辞退

入札参加申込書提出後、都合により入札参加を辞退される場合は、入札参加辞退届 (様式第6号) を令和8年3月16日 (月) までに提出してください。

なお、参加を辞退された場合も、既に提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

7. 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込みの提出書類により入札参加資格の有無を確認し、「入札参加資格確認通知書」を申請者あてに令和8年3月17日（火）付けで郵送します。この通知書の「入札参加資格の有無」欄の「有」に○印が付された者のみが入札に参加することができます。なお、この通知書が到着しないときは、必ず「13. 問い合わせ先」に電話で問い合わせてください。

8. 入 札

(1) 入札及び開札の日時・会場

日 時：令和8年3月26日（木）午後4時00分から
会 場：甲府市役所本庁舎 7階 会議室7-1

(2) 入札の受付

- ① 入札受付は、入札会場にて、入札日時の10分前から行います。
- ② 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- ③ 「入札参加資格確認通知書」を提示してください。
- ④ 入札会場に入室できる方は、1申込みにつき1名とします。

(3) 入札当日持参するもの

- ① 「入札参加資格確認通知書」
- ② 「印鑑」
一般競争入札参加申込書に押印した申込人の印を持参してください。ただし、代理人が入札に参加する場合には、申込人（委任者）の印は必要ありませんが、代理人は委任状に押印した代理人使用印を持参してください。
- ③ 「身分証明書」
申込人又は代理人であることを証明できるもの（運転免許証など）
- ④ 「委任状」
代理人により入札する場合は、委任状（様式第4号）に必要事項を記入して持参してください。
- ⑤ 「入札書」
入札当日にも入札書（様式第3-1号）を配りますが、あらかじめ入札書を作成しておく場合は、添付されている入札書を複写して使用し、必要事項を記入して持参してください。

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札方法等

- ① 入札書は、入札者又はその代理人が直接提出してください。(郵送による提出はできません。)
- ② 代理人により入札するときは、必ず「委任状」を提出してください。
- ③ 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回することはできません。
- ④ 入札書に記入する金額は、年額(4月から翌年3月まで)としてください。
落札決定に当たっては、入札書に記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を以って落札金額としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入してください。
- ⑤ 入札者が1者の場合も入札を実施します。

(6) 無効な入札

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 入札に関して不正行為があった入札
- ③ 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難い入札
- ④ 同一の入札について、二以上の意思表示をした入札
- ⑤ 入札書の入札数字を訂正した入札
- ⑥ 担当職員の指示に従わない者がした入札
- ⑦ 「入札公告」及び「募集要項」に違反する入札

9. 落札者の決定

(1) 開札

- ① 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに行います。
- ② 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない甲府市職員を立ち会わせて開札を行います。

(2) 落札者の決定

- ① 甲府市が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を

落札者とします。

- ② 落札者となるべき者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。この場合、入札者は「くじ」を辞退することはできません。
- ③ 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を公表します。また、落札者がいないときは、最高の入札額を公表します。

【再度の入札】

- ① 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。
- ② 再度入札は、1回のみ行います。
- ③ 再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加し、有効な入札を行った者に限ります。
- ④ 再度入札においては、その前回の入札の開札時に公表した最高の入札額を上回る金額で入札してください。上回らない入札は無効となります。
- ⑤ 再度入札をしても、なお、落札者がいない場合は、再度入札において最高の入札額をもって入札した方と協議し、見積書（様式第3-2号）の提出を受け、予定価格以上の金額で契約の相手方を決定し、随意契約することがあります。

(3) 落札者の決定取り消し等

- ① 落札者が次のいずれかに該当する場合、落札者としての資格を取り消すものとします。
 - ・ 契約書の提出期日までに書類が提出されなかったとき。
 - ・ 落札後に申請書等への虚偽の記載があったことが判明したとき。
 - ・ 落札者が著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者としてふさわしくないと甲府市が判断したとき
- ② ①のいずれかにより、落札者としての決定を取り消したとき及び落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の次に高額の入札額を示した者と随意契約交渉を行うものとします。

10. 入札結果等の発表

落札者名及び落札金額等について、甲府市ホームページ等で公表しますので、あらかじめご了承ください。

1 1. 契約の締結

設置事業者として決定した者は、次の提出書類を提出期間内に提出場所まで持参又は郵送して、別添の契約書にて契約を締結してください。

(1) 提出書類

- ① 契約書 2 部
- ② 印鑑登録証明書（設置事業者及び契約保証人のもの各 1 部）
※ 発行日から 3 ヶ月以内のものに限る
- ③ 契約保証金を納付した場合は、納付したことを証する金融機関の納付済印が押印された領収証書の写し（契約保証金を免除されたものは不要）

(2) 提出期間

令和 8 年 3 月 2 7 日（金）から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで
土曜日、日曜日を除く
午前 9 時から正午まで、及び午後 1 時から午後 5 時まで
郵送の場合は、令和 8 年 3 月 3 1 日（火）午後 5 時までに必着のこと

(3) 提出場所

甲府市総務部契約管財室管財課
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

(4) 契約保証金

- ① 設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 の額を納入しなければなりません。
ただし、甲府市契約規則（昭和 50 年規則第 66 号）第 34 条第 1 項第 3 号に規定する、過去 2 年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、免除とします。
- ② 契約保証金の納入は、甲府市の発行する納入通知書により指定金融機関にて行ってください。
- ③ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれに充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当します。
- ④ 契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の原状回復を確認後、請求に基づき利息を付さずに返還します。

(5) その他

- ① 設置事業者として決定した者が提出期間内に提出書類を提出せず、契約を締結しない場合には、設置事業者となる効力を失います。
- ② 貸付契約は申込人名義で行います。
- ③ 契約締結に要する費用は、すべて設置事業者の負担とします。
- ④ 契約には、契約保証人が必要となります。

12. その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、甲府市財務規則（昭和62年規則第1号）及び甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）の定めるところによるものとします。

13. 問い合わせ先

甲府市総務部契約管財室管財課（甲府市役所本庁舎5階）

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5197

FAX：055-235-1048